

○茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現行（改正前）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第3項第3号及び第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)、第4条第2項並びに第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、<u>旅館業の施設</u>の衛生措置の基準等について定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(換気)</p> <p>第4条 旅館業の施設は、直接外気に接する窓又はこれに代わる換気関係設備によつて十分な換気を<u>図る</u>ものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第3項第3号及び第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)、第4条第2項並びに第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、<u>旅館業施設</u>の衛生措置の基準等について定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(換気)</p> <p>第4条 旅館業の施設は、直接外気に接する窓またはこれにかわる換気装置によつて十分な換気をはかるものとする。</p> <p><u>(採光及び照明)</u></p> <p>第5条 <u>旅館業の施設の採光及び照明は、次の各号に掲げる区分にしたがい、その使用する部分において、次の各号に掲げる照度を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>客室、応接室、食堂 40ルクス以上</u></p> <p>(2) <u>調理室、配ぜん室 50ルクス以上</u></p> <p>(3) <u>浴室、洗面所、便所 20ルクス以上</u></p> <p>(4) <u>廊下、階段、玄関その他これらに類するもの 10ルクス以上</u></p> <p><u>(防湿)</u></p> <p>第6条 <u>旅館業の施設の防湿については、次の各号によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>排水設備は、つねに流通をよくし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</u></p> <p>(2) <u>客室の床が木造であるときは、つねに床下の排水及び通風をよくして</u></p>

改正案	現行
<p>(ガス設備の措置)</p> <p>第<u>6</u>条 客室にガス設備のあるときは、客の見やすい個所に<u>元栓</u>の開閉時間及びガス使用方法についての注意書を掲示するものとする。</p> <p>2 客の安全を<u>図る</u>ため、ガスの<u>元栓</u>及びガス管等の管理は十分に<u>する</u>ものとする。</p> <p>(入浴施設等の衛生措置)</p> <p>第<u>7</u>条 略</p> <p>(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第<u>8</u>条 法第5条第3号の規定により、宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が<u>泥酔者</u>その他その言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第<u>9</u>条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 入浴施設にあつては、次に掲げる構造設備の基準 ア～イ 略 <u>(削る)</u></p>	<p>(ガス設備の措置)</p> <p>第<u>9</u>条 客室にガス設備のあるときは、客の見やすい個所に<u>元せん</u>の開閉時間及びガス使用方法についての注意書を掲示するものとする。</p> <p>2 客の安全を<u>はかる</u>ため、ガスの<u>元せん</u>及びガス管等の管理は十分に<u>する</u>ものとする。</p> <p>(入浴施設等の衛生措置)</p> <p>第<u>10</u>条 略</p> <p>(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第<u>11</u>条 法第5条第3号の規定により、宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が<u>でい酔者</u>その他その言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第<u>12</u>条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>客室は、壁、ふすま、板戸等により他の客室、廊下等と区分すること。</u></p> <p>(2) <u>寝具を収納する設備を有すること。</u></p> <p>(3) <u>客用の便所を各階(収容定員が5人以下の階にあつては、当該階又はその隣接する階)に設けること。</u></p> <p>(4) 入浴施設にあつては、次に掲げる構造設備の基準 ア～イ 略 <u>ウ 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使</u></p>

ウ～オ 略

(2) 便所にあつては、次に掲げる構造設備の基準

- ア 防虫及び防臭設備を有すること。
- イ _____手洗い設備を有すること。

2 前項の規定は、政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(削る)

用すること。

エ～カ 略

(5) 便所にあつては、次に掲げる構造設備の基準

- ア 防虫及び防臭設備を有すること。
- イ 流水式の手洗い設備を有すること。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1客室の床面積は、7平方メートル以上(法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合には、6.6平方メートル以上)であること。
- (2) 階層式寝台を設ける場合は、2層までとし、寝台の幅は0.9メートル以上、寝台の長さは1.8メートル以上であること。
- (3) 前項第2号から第5号までに掲げる基準

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 客室の数は、3室以上であること。
- (2) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。
- (3) 客室は、押し入れ又はこれに代わる設備を有すること。
- (4) 第1項第2号から第5号までに掲げる基準